

北谷町道路占用料徴収条例（平成10年北谷町条例第17号）新旧対照表（別表）

新				旧			
占用物件		単位	占用料	占用物件		単位	占用料
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	<u>1,900</u>	法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	<u>1,600</u>
	第2種電柱		<u>2,900</u>		第2種電柱		<u>2,400</u>
	第3種電柱		<u>3,900</u>		第3種電柱		<u>3,300</u>
	第1種電話柱		<u>1,700</u>		第1種電話柱		<u>1,400</u>
	第2種電話柱		<u>2,700</u>		第2種電話柱		<u>2,300</u>
	第3種電話柱		<u>3,700</u>		第3種電話柱		<u>3,100</u>
	その他の柱類		<u>170</u>		その他の柱類		<u>140</u>
	共架電線その他上空に設ける線類		長さ1メートルにつき1年		<u>17</u>		共架電線その他上空に設ける線類
	地下に設ける電線その他の線類	<u>10</u>		地下に設ける電線その他の線類	<u>8</u>		
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	<u>1,600</u>	路上に設ける変圧器	1個につき1年	<u>1,400</u>	
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>1,000</u>	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>850</u>	
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	<u>3,400</u>	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	<u>2,800</u>	
	郵便差出箱及び信書便差出箱		<u>1,400</u>	郵便差出箱及び信書便差出箱		<u>1,200</u>	
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	<u>30,000</u>	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	<u>19,000</u>	
その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>3,400</u>	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>2,800</u>		

法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの		長さ1メートルにつき1年	71	法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの		長さ1メートルにつき1年	59	
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの			100		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの			85	
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの			150		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの			130	
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの			200		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの			170	
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの			300		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの			250	
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの			400		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの			340	
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの			710		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの			590	
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの			1,000		外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの			850	
	外径が1メートル以上のもの			2,000		外径が1メートル以上のもの			1,700	
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設			占用面積1平方メートルにつき1年	3,400	法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設			占用面積1平方メートルにつき1年	2,800	
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	Aに0.004を乗じて得た額	Aに0.004を乗じて得た額	法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	Aに0.005を乗じて得た額	Aに0.005を乗じて得た額	
		階数が2のもの					Aに0.006を乗じて得た額			Aに0.006を乗じて得た額
		階数が3以上のもの					Aに0.007を乗じて得た額			Aに0.007を乗じて得た額
上空に設ける通路				15,000	上空に設ける通路				9,700	

	地下に設ける通路			<u>9,000</u>		地下に設ける通路			<u>5,800</u>
	その他のもの			<u>3,400</u>		その他のもの			<u>2,800</u>
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1日		<u>300</u>	法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1日		<u>190</u>
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1月		<u>3,000</u>		その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1月		<u>1,900</u>
道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「政令」という。）第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチで設けるものがあるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	<u>3,000</u>	道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「政令」という。）第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチで設けるものがあるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	<u>1,900</u>
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	<u>30,000</u>			その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	<u>19,000</u>
	標識		1本につき1年	<u>2,700</u>		標識		1本につき1年	<u>2,300</u>
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	<u>300</u>		旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	<u>190</u>
		その他のもの	1本につき1月	<u>3,000</u>			その他のもの	1本につき1月	<u>1,900</u>
	幕（政令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	<u>300</u>		幕（政令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	<u>190</u>
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	<u>3,000</u>			その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	<u>1,900</u>

	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	<u>30,000</u>		アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	<u>19,000</u>
		その他のもの		<u>15,000</u>			その他のもの		<u>9,700</u>
政令第7条第2号に掲げる工作物			占用面積1平方メートルにつき1年	<u>3,400</u>	政令第7条第2号に掲げる工作物			占用面積1平方メートルにつき1年	<u>2,800</u>
政令第7条第3号に掲げる施設				Aに <u>0.031</u> を乗じて得た額	政令第7条第3号に掲げる施設				Aに <u>0.034</u> を乗じて得た額
政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			占用面積1平方メートルにつき1月	<u>3,000</u>	政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			占用面積1平方メートルにつき1月	<u>1,900</u>
政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設				<u>340</u>	政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設				<u>280</u>
政令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1年	Aに <u>0.008</u> を乗じて得た額	政令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1年	Aに <u>0.013</u> を乗じて得た額
	上空に設けるもの			Aに <u>0.017</u> を乗じて得た額		上空に設けるもの			Aに <u>0.024</u> を乗じて得た額
	地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの	階数が1のもの		Aに <u>0.004</u> を乗じて得た額		地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの	階数が1のもの	Aに <u>0.005</u> を乗じて得た額	
		階数が2のもの		Aに <u>0.006</u> を乗じて得た額			階数が2のもの	Aに <u>0.008</u> を乗じて得た額	
		階数が3以上のもの		Aに <u>0.007</u> を乗じて得た額			階数が3以上のもの	Aに <u>0.01</u> を乗じて得た額	

	その他のもの		Aに <u>0.025</u> を乗じて得た額		その他のもの		Aに <u>0.034</u> を乗じて得た額
政令第7条第9号に掲げる施設	建築物		Aに <u>0.01</u> を乗じて得た額	政令第7条第9号に掲げる施設	建築物		Aに <u>0.013</u> を乗じて得た額
	その他のもの		Aに <u>0.007</u> を乗じて得た額		その他のもの		Aに <u>0.009</u> を乗じて得た額
政令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物		Aに <u>0.022</u> を乗じて得た額	政令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物		Aに <u>0.024</u> を乗じて得た額
	その他のもの		Aに <u>0.007</u> を乗じて得た額		その他のもの		Aに <u>0.009</u> を乗じて得た額
政令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		Aに <u>0.01</u> を乗じて得た額	政令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		Aに <u>0.013</u> を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに <u>0.022</u> を乗じて得た額		上空に設けるもの		Aに <u>0.024</u> を乗じて得た額
	その他のもの		Aに <u>0.031</u> を乗じて得た額		その他のもの		Aに <u>0.034</u> を乗じて得た額
政令第7条第12号に掲げる器具			Aに <u>0.025</u> を乗じて得た額	政令第7条第12号に掲げる器具			Aに <u>0.034</u> を乗じて得た額
政令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの		Aに <u>0.01</u> を乗じて得た額	政令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの		Aに <u>0.013</u> を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに <u>0.022</u> を乗じて得た額		上空に設けるもの		Aに <u>0.024</u> を乗じて得た額

	その他のもの		Aに <u>0.031</u> を乗じて得た額		その他のもの		Aに <u>0.034</u> を乗じて得た額
--	--------	--	-------------------------	--	--------	--	-------------------------